



**県立鹿屋養護学校  
学校参観日のお知らせ**

地域が育む「かしま教育」県民週間に、鹿屋養護学校の授業及び施設参観を行います。当学校を見たい方、知りたい方、関心のある方は学校参観においでください。

**【日付】**平成28年11月1日(火)

**【時間】**9時30分～14時30分

**【お問い合わせ】**

県立鹿屋養護学校(担当:教頭)

Tel 0994・44・5109

Fax 0994・44・5239

**【その他】**

事前の申し込みは必要ありませんが、当日学校で受け付けを行うてください。

駐車場は正門前の駐車スペースをご利用ください。

**土地取引をした場合は  
届け出をお願いします**

10月は「土地月間」です。次のような土地取引をしたときは、土地の買主は土地の面積や利

用計画などを記入した届出書を土地の所在する市町村に提出してください。適正な土地の利用により、快適な生活環境や暮らしやすい地域づくりを進めましょう。

**【届け出が必要な土地取引】**

- ◎市街化区域 2000㎡以上
- ◎その他の都市計画区域 5000㎡以上

◎都市計画区域外 10000㎡以上

**【提出期限】** 契約締結日を含め、契約締結から2週間以内

詳しくは県庁地域政策課までお問い合わせください。

Tel 099・286・2438

**行政相談週間**

**【10月17日～23日】**

総務大臣委嘱の行政相談委員は、皆様の相談相手として、町のサービスや行政の仕組み、手続きに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関に対する改善の申し入れを行っています。行政相談委員のお二人が定期的に相談所を開設していますので、お気軽にご利用ください。相談は無料、秘密は守られます。

**【大根占地区】** 徳永 幹子 委員

毎月第2木曜日 午前9時～12時 錦江町老人福祉センター

**【田代地区】** 牧原 信二 委員

毎月第4火曜日 午前9時～12時 田代保健福祉センター

**空き家等管理事業のお知らせ**

シルバー人材センターでは、町との協定により空き家・空き地を定期的に訪問し点検を行う「空き家管理事業」を平成28年度から実施しています。

**①見守りプラン**

- (目視で問題がないか月1回見守ります。年/2000円)
- (1)敷地の外側から破損等の目視確認
- (2)庭木、雑草、竹等の繁茂状態の確認

**②作業実施プラン**

- (別途料金で庭木の伐採作業等を行います)
- 《対応可能な作業》  
除草・草払い・剪定・庭木(大木以外)の伐採・軽易な大工仕事など
- 《対応できない作業》  
玄関等の施錠にかかる作業(定期的な屋内の清掃・換気)、

**【お問い合わせ先】**

公益社団法人  
錦江町シルバー人材センター  
〒893・2303  
肝属郡錦江町馬場10番地1  
Tel 0994・28・3444  
Fax 0994・28・3445

解体、造成など

※上記の2つのプランを組み合わせてお申込みいただくことも可能です。事前お見積りの上実施します。詳しくはシルバー人材センターへお問い合わせください。

年金日より

**国民年金保険料の後納制度  
・追納制度**

住民税務課 電話 0994-22-3039  
住民生活課 電話 0994-25-2511  
鹿屋年金事務所 電話 0994-42-5121

国民年金保険料の納入期限は翌月末ですが、納入期限を過ぎても2年以内であれば加算金なしで納入することができます。2年以上前にうっかり納め

忘れてたり、手続きが漏れて未納期間ができてしまった...ということはありませんか? そんなときには、国民年金保険料後納制度をご利用ください!

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得ら

れる場合があります。追納制度とは、過去に免除・納付猶予を受けた国民年金保険料について、納付することができる制度です。過去10年分まで納めることができます。

追納制度を利用することで、将来受け取る年金額を増やすことができます。

ご自身の納付状況など詳しい内容は、左記の専用ダイヤル、または鹿屋年金事務所にお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

国民年金保険料専用ダイヤル  
Tel 0570・011・050